

1 業務の名称

鹿児島市立病院診療科等紹介動画作成業務

2 業務の目的

病院理念「安心安全な質の高い医療の提供」の下、鹿児島県の中核医療機関として、これまで役割を果たしてきた当院の医療提供体制を発信するPR動画を作成し、WEB等のデジタルメディアを活用した情報発信を展開することにより、当院の認知度を高め、患者や家族に寄り添った安全で信頼される医療のさらなる提供を図る。

3 業務の概要、仕様

(1) 実施時期

契約締結の日～令和6年3月31日

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

4 予算額

本業務の委託見積限度額は、次のとおりとする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

1, 276千円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 企画書の提出

以下の項目について、別紙1「仕様書」を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 費用見積明細書（様式第5）

(2) 企画提案書の記載内容

- ① 動画の構成（音楽のイメージも含む） ※絵コンテ等を用いて説明
 - ・動画の流れ、長さ、コンセプト、インパクトの強さなど
 - ・動画に使用される音楽の歌詞、曲調など（歌詞はある場合記載）
- ② 提案者独自の本業務における強み・提案
 - ・①以外で、動画作成における、提案者ならではの強みや提案
- ③ 作成体制等
 - ・作成スタッフの構成、経歴、動画の作成実績など
 - ・作成期間の具体的なスケジュールなど

(3) 形式等

① 形式

原則としてA4版たて、横書き、左綴じ、両面印刷とする（着色可）。

※書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出

② 表紙

企画書の表紙には、宛名「鹿児島市病院事業管理者」、タイトル「鹿児島市立病院診療科等紹介動画作成業務企画書」及び提出年月日を記載する。ただし、正本1部のみ住所、会社名及び代表者名も記載すること。

※副本には、企業名、所在地、社章、写真、画像等の企業名が分かるものは記載しない。

(4) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(5) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

(6) 提出期限

令和5年10月20日（金） 午後5時15分まで（必着）

(7) 提出先

鹿児島市上荒田町37番1号
鹿児島市立病院 総務課 庶務係
電話 099-230-7001

(8) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参の場合は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く）

(9) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

6 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市立病院診療科等紹介動画作成業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。なお、企画提案書等提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

① 開催日

令和5年10月30日（月）（予定）

※開催時間については、別途、通知する。

② 場所

鹿児島市立病院内

※場所の詳細については、別途、通知する。

③持ち時間

20分（企画提案書の説明10分、質疑応答10分）とする。

④プレゼンテーションの実施方法

ア 企業名が分かる説明はしないこと。

イ 会社概要、説明者の自己紹介のほか、企画提案書の内容を説明すること。

ウ プレゼンテーション審査において使用する資料は、「5(1)提出書類」で提出した書類を使用することとする。

(2) 審査項目及び採点

区分		評価・審査項目	評点
1	企画提案書の 提案内容 【配点 80 点】	①動画の構成（音楽のイメージも含む）	50
		②提案者独自の本業務における強み・提案	20
		③作成体制等	10
		小計	80
2	見積額及び 費用の妥当性 【配点 10 点】	経費見積	10
		小計	10
3	総合評価 【配点 10 点】	プレゼンテーションを含めた総合的な評価	10
		小計	10
評点総計			100

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、個別に文書で通知する。

7 著作権等

(1) 成果物は、営利目的か非営利目的かを問わず、無期限で、市が無償で自由に利用可能なものであること。

(2) 上の条件を満たす成果物の作成のために必要な著作権等の知的財産権の確保、肖像権、パブ

リシティ権、プライラバシーその他の権利の承諾の取得に関することは、受託者が自らの負担と責任で行うこと。

- (3) 受託者は、成果物が(1)の目的を実現可能なものであり、他人の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から権利主張、対価の請求、損害賠償請求がなされた場合は、応募者の責任において解決するものとし、市が被った損害を賠償すること。
- (4) 成果物の著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）を市に譲渡すること。
- (5) 企画提出に要した一切の費用については、提出業者の負担とする。また、提出された書類等は原則として返却しない。
- (6) 上に定めるほか、著作権等の詳細については別紙2のとおりとする。

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定はおおむねの日程を示すものである。

内容	日時等
告示	令和5年9月15日（金）
質問受付	令和5年9月21日（木）正午まで
質問回答	令和5年9月26日（火）（予定）
参加申込書提出	令和5年9月29日（金）午後5時15分まで
企画提案競技参加決定通知	令和5年10月4日（水）（予定）
企画提案書提出	令和5年10月20日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和5年10月30日（月）
プレゼンテーション審査 結果通知	令和5年10月31日（火）（予定）
契約締結	令和5年11月1日（水）から（予定）

9 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。なお、業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額
予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

10 留意事項等

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。

- (5) 書類の提出以降、入札に至るまでの間に、鹿児島市立病院又は鹿児島市から契約に係る指名停止を受けた場合は、入札に参加できない。また、落札決定後、契約に至るまでの間に、鹿児島市立病院又は鹿児島市から契約に係る指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。
- (6) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とする。